

# 人種差別撤廃 NGO ネットワーク(ERD ネット)

〒104-0042 東京都中央区入船 1-7-1 c/o 反差別国際運動

外務大臣 河野太郎様

## 普遍的・定期的審査 (UPR) 勧告の受け入れと実施を求める要請

私たち、人種差別撤廃 NGO ネットワークに集まる人権 NGO は、2017 年 11 月 16 日に採択された UPR 日本審査の結果文書に含まれる 218 項目にわたる勧告を歓迎します。

国際人権基準の普遍的かつ完全な実施を目指し、国連人権理事会のもと 2008 年に始まったこの UPR 審査もすでに 3 巡目に入り、私たち NGO も回を重ねるごとに、より効果的に審査に関与できるようになりました。

今回の UPR 日本審査の結果のうち、とくに私たちが日頃とりくんでいる人種差別問題に関するものについて、以下の点を重要視しています。

1. 今回の UPR 日本審査では、人種差別をはじめとする差別を禁止する法律の不在に対する世界各国政府の懸念と勧告が飛躍的に増えた。
2. さらに、「ヘイトスピーチ解消法」と「部落差別解消推進法」の施行、そして法務省をはじめとした差別をなくすためのキャンペーンにかかわらず、ヘイトスピーチおよび外国人に対する人種差別の事象について、厳しく対処するよう求める勧告も多かった。
3. また、民族的マイノリティや外国籍住民に対する公的機関による教育政策を含め、差別的取り扱いについても懸念が示され、改善が求められた。
4. 人権条約諸機関による日本政府報告書審査でも繰り返し勧告されてきたように、パリ原則に基づいた独立した国内人権機関の早急な設置を求める国が多数あった。国内人権機関の役割には申し立てられた人権侵害の調査や救済に加え、人権啓発・人権教育および相談業務がある。上記 2 つの新法の効果的実施という観点からも、国内人権機関の設置は重要である。
5. 日本が批准している人権諸条約のもとでの個人通報制度の導入を促す勧告が多数の国より出された。
6. 同時に、日本が未批准の「移住労働者権利条約」、「無国籍の削減に関する条約」および「ILO111 号条約 (雇用におけ差別禁止)」と「ILO169 号条約 (先住民族に関する条約)」の批准が求められた。
7. 近年、より広範囲に利用されている外国人技能実習制度のもたらす人権侵害や人権課題についても、懸念が示され、勧告が行われた。
8. マイノリティ女性、先住民族女性そして外国人女性に対する暴力の問題に対する適切な対処が求められた。
9. 朝鮮高校無償化、アイヌ、琉球／沖縄、日本軍「慰安婦」問題など、人権条約諸機関がこれまで繰り返し勧告してきた 이슈ーについても、すべて言及された。

私たちは、日本政府によるこれら勧告の受け入れと実施は、日本における人種差別に関する諸問題の解決につながるものと考えます。

国連人権理事会創設以降、日本は最高水準の人権政策を目指すことを公約に人権理事国に名乗りをあげ、ほぼ途切れることなくその重責を務めてきました。その約束を果たすためにも、今回のUPR日本審査によるこれら勧告をすべて受け入れ、速やかに実施されるよう要請いたします。

2018年1月24日

人種差別撤廃 NGO ネットワーク  
外国人人権法連絡会  
移住者と連帯する全国ネットワーク  
反差別国際運動